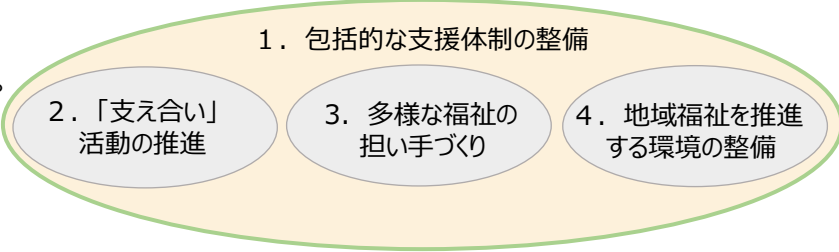


趣旨

第4期奈良県地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）の中間年である今年度に、所要の見直しを実施する。

計画の概要

基本理念	全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。
位置づけ	○社会福祉法第108条（努力義務規定） 福祉の各分野における共通事項を定める上位計画。市町村の地域福祉推進のための取組を支援する市町村支援計画。 ○奈良県においては、県が自らも主体的に取り組む県域の地域福祉計画。
基本的な考え方	地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるとともに、共生のまちづくりに取り組む ① 地域住民の困りごとを訪問等により積極的に把握し、世帯単位で包括的に受け止める。 ② 本人やその世帯が抱える課題を見極め、支援方策の検討を行い、支援機関等へつなぐ。 ③ 福祉制度の利用につなぐほか、伴走支援や地域での見守り等によりつながり続けることや、地域での居場所づくりも含めた支援を行う。 ④ ①～③の仕組みを構築し、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる共生のまちづくりに取り組む。
施策体系	1. 包括的な支援体制の整備 誰もが安全に安心して地域で暮らすことができるよう、包括的な支援体制の整備に取り組む。 2. 「支え合い」活動の推進 地域資源の創出や活用を通じ、地域コミュニティの再生を図り、住民同士による「支え合い」活動を推進する。 3. 多様な福祉の担い手づくり 地域における福祉の担い手や地域福祉をコーディネートする福祉人材の育成と確保及び定着の推進を図る。 4. 地域福祉を推進する環境の整備 地域において、誰もが暮らしやすく安心できるような地域福祉を推進する環境を整備する。 

見直しの考え方

◆令和4年度以降に生じた社会課題についての取組を追記、関連する奈良県計画の変更等を反映

令和4年度以降に生じた社会課題

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行（令和6年4月）
- ・「孤独・孤立対策推進法」の施行（令和6年4月）
- ・ヤングケアラー支援の強化に係る子ども・若者育成支援法の改正（令和6年6月）
- ・新型コロナウイルス感染症5類移行

◆数値目標については、令和5年度末における進捗状況等を踏まえて修正

今後のスケジュール（予定）

10月	12月	2月	3月
◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会（第1回） 10/28	◆厚生委員会報告（概要）	◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会（第2回）	◆厚生委員会報告（本文） ◆第4期奈良県地域福祉計画（中間見直し）策定